

**様式第5**（第21条の16第1項関係）

修習事務規程認可申請書

経済産業大臣 殿

令和 年 月 日

指定修習機関

代表者 ⑩

弁理士法施行規則第21条の16第1項の規定に基づき、別添のとおり修習事務規程の認可を申請します。

〔備考〕

- 1 この申請書は、経済産業大臣に提出すること。
- 2 この申請書には、修習事務規程を添付すること。